

水戸市消費者教育推進計画策定基本方針

1 計画策定の趣旨

近年、消費者をとりまく環境は、高度情報化や国際化の進展などにより、大きく変化しています。様々な商品の購入などが便利になった一方で、取引形態や購入方法が複雑、多様化し、また悪質業者による手口の巧妙化も進み、トラブルが増加しています。

国においては、2012（平成24）年に、消費者教育の推進に関する法律を施行し、消費者が消費生活に関する知識を修得し、それを実際の生活に生かし、安心、安全な消費生活を実現していくための消費者教育を一層推進することとしています。

本市においては、消費者被害の防止や消費者の自立の支援等により、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、水戸市消費生活条例（以下「条例」という。）を2014（平成26）年に制定しました。

本計画は、消費者教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第19条に規定する消費者教育の推進に関する計画として策定するものです。

2 計画策定の基本的姿勢

この計画は、国の基本方針及び条例第2条に掲げる基本理念を踏まえたものとします。計画の策定に当たっては、次の項目に重点をおいて進めるものとします。

(1) ライフステージや場に応じた消費者教育の機会の提供

消費者教育を効果的に推進するため、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育が、体系的に行われるような取組を推進します。また、学校や地域の支えあいの仕組みの中など様々な場において、消費者の年齢、その他の特性に配慮した消費者教育を推進します。

(2) 消費者教育に携わる人材の育成と活用

消費者教育の推進役として、消費生活に関する知識を持った人材を確保するため、主に学校の教職員、地域や職域で中心的な役割を果たす者等を対象とした人材の育成を図ります。地域においては、高齢者等に対する消費者教育が適切に行われるよう、日常生活を営むために必要な支援を行う者等を対象にした研修の実施等を行います。

また、市消費生活センターを中心に、大学や消費者問題に取り組んできた消費者団体の人材の積極的な活用を図ります。

(3) 消費者教育の教材等の作成・活用及び情報収集・提供の充実

消費者教育については、これまでも学校や地域等それぞれの場において取り組まれてきましたが、今後はそれぞれの経験を活用し、消費者をとりまく環境の変化に応じた更なる内容の充実が必要です。書籍やテキストの他、ゲームなどの電子媒体も含めた教材・教具を用いた教育が有効であることから、「消費者教育副読本」の活用及び改訂を行うとともに、国の機関等で作成される多様な教材等の活用促進を図ります。また、国による「消費者教育の体系イメージマップ」を活用し、消費者教育の実践事例や教材等の情報収集・提供を図ります。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の現況、これまでの取組状況、重点化を図る項目等を踏まえ、長期的な目標及び施策の方向、目標指標（数値指標）を定めます。

(2) 計画の期間

計画の期間は、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの5か年とします。ただし、国の動向や社会経済情勢の変化等、必要がある場合には、見直しを行います。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容が様々な分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 消費生活審議会

関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する消費生活審議会を開催し、計画内容等に係る意見を反映します。

② 消費者団体

消費生活に関する情報の収集、提供、意見の表明等、消費生活の安定と向上に関し、自主的に活動している消費者団体からの意見を聴取し市民参加による計画づくりを進めます。

③ 大学等と連携した取組

成年と未成年が混在する大学等においては、消費者としての権利と責任が大きく変化することを踏まえ、大学生等の意見を聴取するとともに、まちづくりへの参加意欲の高揚を図ります。

④ 意見公募手続

市ホームページや市民センター等窓口で計画の素案を配置し、広く市民からの意見を公募し、市民参加による計画づくりを進めます。

(2) 庁内組織

① 庁議、政策会議

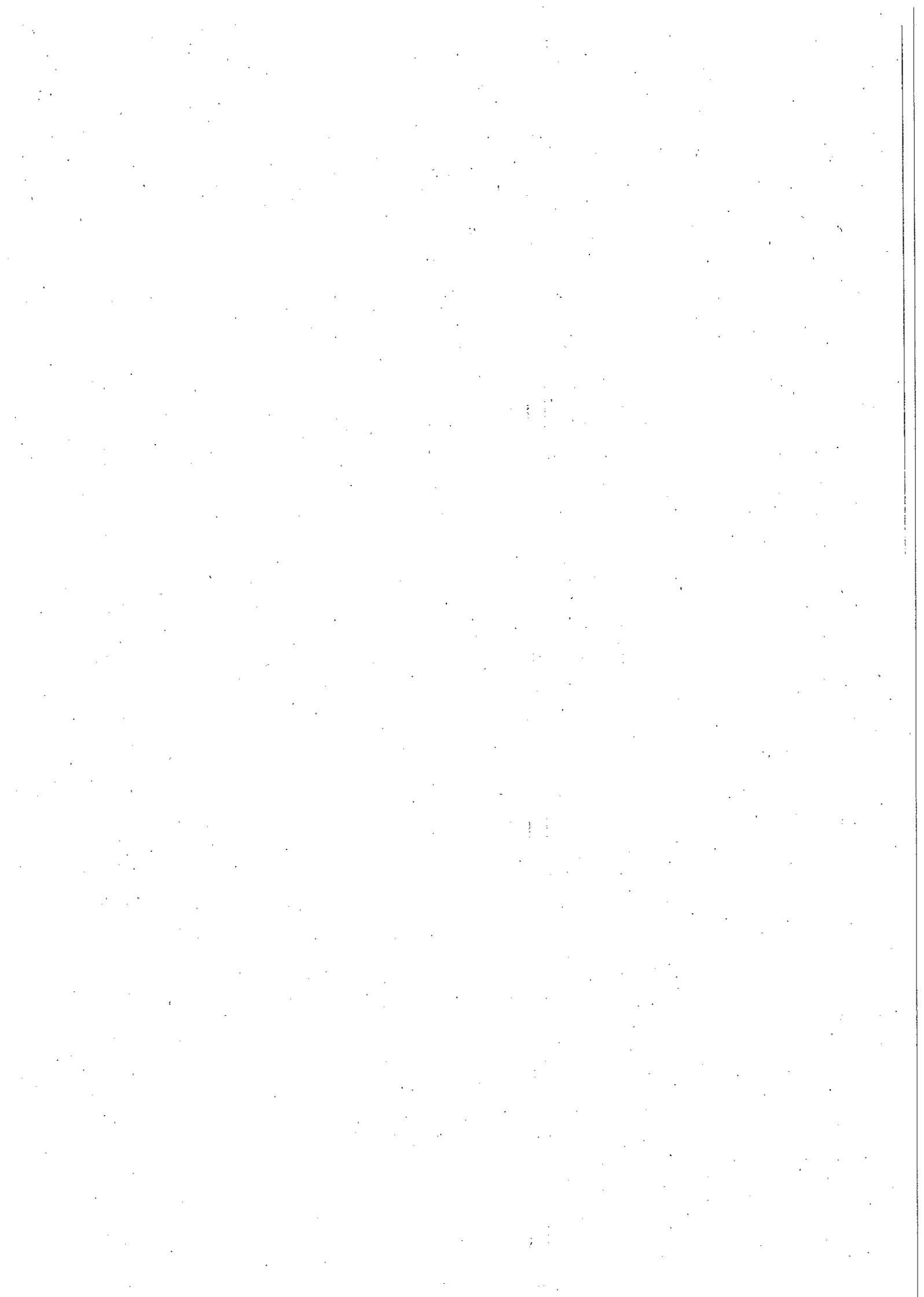
庁議は、計画（案）に係る重要事項について審議し、計画を決定します。政策会議は、意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

② 関係課長による検討会議

関係課長による検討会議は、計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり。



「消費者教育推進計画」スケジュール表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	備考
担 当 課	目的等の整理	準備段階作業 政策会議（基本方針決定） 基礎調査	計画案作成作業（施策、事業等の整理等）						政策会議（計画（案）の決定）		計画案作成作業（答申、意見を踏まえた調整） （政策会議）	庁議（計画の決定） 市長・副市長調整		公表・公開 委員会報告	
庁 内 組 織		庁内組織の整理		検討、協議											
市 民 参 加															
消費生活審議会															
消費者団体															
学官連携															
意見公募手続															